

建設業における働き方の見直しに向けた 取組の周知・協力を要請します

～ 福島労働局・東北地方整備局・福島県・
福島県建設産業団体連合会・福島県建設業協会による要請 ～

日時と訪問団体

- 1 日 時：令和6年10月17日（木） 午後2時30分から
- 2 訪問団体：福島県経営者協会連合会
（所在地：郡山市虎丸町7-7 郡山市労働福祉会館）

<要請の趣旨>

建設業は、他の業種に比べて長時間労働等の実態にあり、将来の担い手確保のためには、長時間労働の抑制を始めとした働き方改革の推進により「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、建設業においても、令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が開始されたことを受け、長時間労働の抑制等を一層積極的に進める必要があります。

一方、建設業の労働者の長時間労働の背景には、短い工期の設定といった取引慣行上の問題など、個々の事業者の努力だけでは解決することが困難な課題がみられます。

建設業における働き方の見直しに向けては、建設事業者等において、週休2日制の推進（土日一斉閉所）、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が順次進められてきておりますが、そうした取組を一層促進するためには、建設事業者が抱える課題について、発注者などの皆様においても、工事発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解や建設事業者などへの配慮などが不可欠です。

今回、改めて本取組の趣旨をご理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発のご協力をお願いするものです。

<出席者>

福島県経営者協会連合会長

厚生労働省福島労働局長、国土交通省東北地方整備局建政部長、福島県土木部技術管理課長
一般社団法人福島県建設産業団体連合会長、一般社団法人福島県建設業協会会長

<取材に当たってのお願い>

- ① 訪問当日、取材していただける報道機関におかれましては、10月10日（木）までに上記担当者への電話連絡により「報道機関名」「連絡先」「担当者氏名」「同行者氏名」の登録をお願いします。
- ② 取材時は、許可された場所以外での撮影等にご遠慮願います。